

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いに関する整理事項（その2）

◇国への照会状況	
<p>令和2年2月18日付事務連絡（以下「事務連絡」と言う。）は、介護保険施設や病院等が面会を拒否する場合の取り扱いであるが、例えば調査員が調査を拒否するなど調査する側の理由で調査が難しい場合にも、この事務連絡を援用することは可能か</p>	<p>調査員の方の都合で調査できない場合に事務連絡の内容を当てはめることはできない。 (2/26国担当者に確認)</p>
<p>以前の照会で、新規申請の場合は例えば暫定ケアプランでの対応が考えられるということであったが、例えばガン末期の新規申請の方など、早急に要介護認定が必要である場合がある。病院側と調整の結果、看護師からの聞き取りが可能となったが、看護師からの聞き取りをもって調査したとみなして審査会にかけることを今回の特例として保険者判断で実施することは可能か</p>	<p>本人に全く会わず、聞き取りのみで調査したとすることはできない。 (2/27国担当者に確認)</p>